

配置予定技術者の雇用確認について

健康保険被保険者証の新規発行が終了していること、また、発行済の健康保険被保険者証を有効とする経過措置が令和7年12月1日に終了することから、配置予定技術者の雇用確認書類の取り扱いを以下のとおりとします。

【令和7年12月1日まで】

工事（「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」より）

直接的かつ恒常的な雇用関係を以下の書類等で確認。

1	監理技術者資格者証
2	健康保険被保険者証
3	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
4	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

業務委託（「測量・設計業務発注に係る配置予定技術者事後確認について」より）

直接的な雇用関係の確認を以下の書類等で確認。

1	測量・調査・設計技術者登録者証（県内業者）
2	健康保険被保険者証
3	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
4	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

健康保険被保険者証は雇用確認書類として使用できません。

【令和7年12月2日以降】

工事（「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」より）

直接的かつ恒常的な雇用関係を以下の書類等で確認。

1	監理技術者資格者証
2	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
3	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

業務委託（「測量・設計業務発注に係る配置予定技術者事後確認について」より）

直接的な雇用関係の確認を以下の書類等で確認。

1	測量・調査・設計技術者登録者証（県内業者）
2	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
3	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

～お問い合わせ先～

四日市港管理組合 総務課

TEL 059-366-7009 FAX 059-366-7048 Eメール kanzai@yokkaichi-port.or.jp